

## 立山町地域包括支援センター（指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業）運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規定は、立山町が開設する立山町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する事業をいう（以下「事業」という。））の適正な実施を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等（以下「担当職員」という。）が要支援状態又は要支援状態になるおそれのある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとする。

- 2 担当職員は、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 担当職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。
- 4 担当職員は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、保健・医療・福祉サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 担当職員は、事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携

に努めるものとする。

6 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施するものとする。

(センターの名称及び住所地)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 立山町地域包括支援センター

(2) 所在地 立山町前沢1169番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(常勤) 1名

管理者は、センターの担当職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員(立山町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例で定める基準)

ア 保健師その他これに準ずる者(常勤) 2名以上

イ 社会福祉士その他これに準ずる者(常勤) 2名以上

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者(常勤) 2名以上

担当職員は、利用者や家族等からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス調整業務、利用者へのモニタリング等一連のマネジメントの業務に従事するものとする。

(3) その他 町長が適当と認める者

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法による休日」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 上記の営業日・営業時間外にも利用者との連絡が可能な体制とする。

(事業内容等)

第6条 センターは、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業、立山町独自事業その他厚生労働省令で定める事業を実施するものとする。

2 センターは、指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防事業、介護予防給付に関するケアマネジメント事業として次の事業を実施するものとする。

- (1) 利用申込受付
- (2) 契約締結
- (3) アセスメントの実施
- (4) 介護予防サービス計画の原案作成
- (5) サービス担当者会議の開催
- (6) 介護予防サービス計画の交付
- (7) サービスの調整
- (8) モニタリングと評価
- (9) 給付管理業務
- (10) 日常の連絡調整
- (11) 相談援助
- (12) 介護報酬の請求  
(利用料等)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示及び立山町介護予防・日常生活支援総合事業実施要領に定める額とする。

(事業の委託)

第8条 センターは、指定介護予防支援事業を行うにあたって介護予防サービス計画の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、立山町内とする。

(事故の発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の実施により事故が発生した場合は速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措

置を講じ、管理者に報告する。

(苦情対応)

第11条 センターは、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情には迅速かつ適切に対応するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 センターは、利用者の人権の擁護及び虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 担当職員に対する虐待防止のための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

(身体拘束等の禁止)

第13条 センターは、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、当該利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 センターは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- (2) 前号に定める委員会の結果の職員への周知徹底
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (4) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、センターにおけるハラスメントの防止のため職員に対する研修会を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指

定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 センターは、センターにおいて感染症の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議のおおむね6月に1回の開催及び検討結果の職員への周知

(2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) センターにおいて、職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修会の開催

(その他運営についての留意事項)

第17条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6月以内

(2) 継続研修 年1回

2 担当職員及び担当職員であった者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。

3 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は立山町とセンターとの協議に基づいて定めるものとする。

5 センターは、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対して、本運営規程を閲覧できるよう窓口を設置し、及びインターネット上に公開する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。  
(立山町地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程の廃止)
- 2 立山町地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程（平成18年立山町訓令第9号）は、廃止する。